

陳情書

凡ゆる角度から当町の将来を考えます時現状の儘では到底町民の福祉を増進し町の発展を期待することは望めないという見地から神戸市への合併は前小寺市長時代からの問題でありましたが其の後町議会内に於ても自治研究会を設置し町民輿論の代表である自治振興委員会とも連絡を保ち之が検討を加え愈々神戸市合併の線を打出したのであります然しながら念の為に一応住民の総意を確めてはとの老婆心から本年式月拾八日に住民投票で賛否を問うたところ町民一般に対する神戸市合併の啓蒙と真意の徹底を欠いたところへ一部反対者の巧妙なる逆宣伝に迷はされた者が多く遂に神戸市合併は葬り去られたような状態で今日まで来たのでありますけれども町当局なり町議会としてはこれに依つて飽く迄希望は捨てず断念した訳でなく必然として将来に起るべき機会を待つて居たのであります

ところが最近になつて以前よりの賛成者は勿論のことさきの住民投票に於て反対を表明した町民も日を経つに従つて其の誤りを悟り神戸市合併の熱は翕然として高まり其の結果多数町民の署名による陳情書が町長宛に提出され尚之が善処と協力を町会議長に要望して来つたのであります

仍つて早速町議会を招集し本陳情書を中心に慎重審議の結果町当局としても町議会としても夙に神戸市合併を強調したところでありそれに加うるに斯く多数町民熱望の裏付けがある以上之を尊重して此の際速急に神戸市合併の申入れをなすべきであると全会の一致を見ましたので茲に貴市に申し合併の申込れをいたす次第であります誠に貧弱極まる弊町が貴市に合併して頂くことは種々足手纏いとなり御迷惑を掛けることと拝察いたしますが町民始め町当局并に町議会の意中を御憫察頂き何卒此の切なる願を御聴届け下さるよう伏て陳情願ひいたします

昭和二十九年十月二十日

兵庫県有馬郡三田町長

和田精才

兵庫県有馬郡三田町会議長

足立 巧

○謄写版印刷。

有馬郡八カ町村の神戸市編入について

一、市町村合併の原則及び方針

(1) 町村合併の原則については、先の地方行政調査委員会議の勧告及び地方制度調査会の答申並びに町村合併促進法に示されている通り、その基準或いは方向は弱小町村を相互に合併して町村の規模を合理化し、行政力を増進して複雑多岐な行政事務を充分に処理し得る自治能力を確立することが狙いであり、又趣旨である。

(2) 一昨年、地方自治法の一部が改正され、市町村の廃置分合について知事に勧告権が認められたのも、又、町村合併促進法において知事に全県的な合併計画樹立の義務が課せられたのも、市町村規模の合理化適正化を実現するために、実情に即する総合的な計画の樹立とその実現のための知事の適切妥当な措置を期待したものである故に、合併は、理論的にも実際的にも関係市町村は勿論、県民全体の福祉を増進するものでなければならぬことが必須的要件である。

(3) 本県においても、この趣旨及び政府の方針に基き急速に町村の規模の合理化を図るため適正妥当な計画を立て強力に推進することとなり、町村合併促進審議会の議を経て町村合併促進基本要綱を決定、これに基き地勢、人情、風俗、交通、経済圏、生活圏、行政圏その他万般について調査検討中である。然し、極めて重大な問題であるので、更に県会、市町村関係者、各種団体代表者、学識経験者等の意見を徴し、最も慎重に凡ゆる角度から検討を加え、本県の総合的發展に資する合理的な計画を樹てる

べく着々作業を進めつつある。

(4)殊に本県は、瀬戸内海より日本海に連り、中国山脈で東北に中斷され、南部は大都市の一たる神戸市を始め尼崎、西宮、明石、加古川、姫路等の諸都市が瀬戸内海沿岸に連り、商工業地帯として一連の形態をなし、中部以北は主として山岳多く、人口稀薄で原始産業を営み、正に地勢、業態等において全国の縮図をなしている。このような本県の特異性を充分考察し、この実情を根基として町村を統廃合し、合理的な規模を現出せしめ、県下市町村全体が均衡ある安定した状態の下にその地方の実情に適応した施策を充実し、個性と特質とを伸し、しかも各市町村が互に連繫し、その繁栄を競い合い得る態勢を確立することが、合併の目的であり真に地方自治の本旨を實現し、その発展を促進するものであると信ずる。

二、神戸市は既に地域的過大都市である

(1)神戸市はつとに五大都市の一到に数えられ、人口八十一万余、面積四百八十万平方料を擁するも、一連の連たん形態を有する面積は二分の一弱(二二六平方料)に過ぎず、他は山岳を距てての田園地帯である。又、面積は五大市中

第二位に在るも、人口密度は一、六九五人で最下位に属し、阪神間に点在する尼崎、伊丹等の四市よりも密度低く、終戦以来地域のみ拡大され、財政力これに伴わず、行政単位として変態的形態を現出し、既に過大都市の悩みを持つており、更に周辺市町村を合併し、その地域を拡大することは変態的形態を一層助長し、市町村規模の合理化、適正化の方向と合致せざるのみならず、著しく矛盾するものであり、決して合理的な方策ではない。

(註)五大都市人口面積一覽表

	(人口)	(面積)	(人口密度)
大阪	一、九五六、一三六人	一八七平方料	二〇、四六一人
京都	一、一〇三、七一八	五四八	二、〇一四
名古屋	一、一四〇、八五二	一五八	七、七二一
横浜	九五一、一八五	四〇一	二、三七二
神戸	八二三、六四二	四八〇	一、六九五

(2)神戸市は東西三五料七、南北二六料五、面積四八〇平方料を擁し、北は六甲連峰を越えて山岳、田園地帯に及びその行政施策は容易に末端まで徹底しない憾ありと思われ。又、市の中心部は戦災のため甚大な被害を蒙り、市当局の並々な努力にも拘わらず、都市の復興未だならず、今なお、各所に生々しい廢墟の姿を残せる外、

昭和二十五年に合併した東部五カ町村即ち現在の東灘区の地域についても同様の感あり、亦、義務教育である小中学校でさえ一部において二部教授又は学校以外の建物を転用せる外、学校・道路の整備も困難な実情にある。

これらの行政の不徹底さはもとより地方公共団体が等しく感じている財政上の理由によるものなるも、更に過大都市の持つ大なる苦惱であり、その規模には自ら一定の限界があることを証するものであると思われる。故に戦後、その面積において四倍以上即ち一一四平方料が四八〇平方料に拡大された現在の神戸市としては、今後如何にして近代的文化都市として復興し、総合的な整備を図るかが最も重要な課題であり、これが達成に総力を結集すべきである。従つてこれ以上周辺市町村を合併し規模を拡大することは結局、地域的過大都市の弊害をいよ／＼大ならしめ、都市的行政の円滑適正な運営に多くの支障を生ずることとなり、市の健全明らかな発展と市民の真の福祉のためにも現在以上の過大化は絶対に防止すべきであり、又、これが最も適正且つ妥当であると考える。

三、神戸市の地域の拡大について

(1)従来、有馬郡八カ町村及び明石市の地域と神戸市の合併が問題となつて来たのは、八カ町村及び明石市の希望によるものであつて、神戸市としては明確な大都市建設計画に基いて推し進められて来たわけではない。現在の神戸市の行政施策や市民生活上からみて、今日早急に合併しなければならぬ事由はなく、又、これらの周辺地域はそれ程合併を必要とする地域ではないと考えられる。

(2)神戸市も他市町村と同様数年来赤字に悩まされ、深刻な財政的危機に直面し、昭和二十五年地方財政委員会から財政再建の勧告を受け幾分改善されたが、昭和二十六年度においては、折角政府から割当てられ、他の事業に優先実施すべき公共事業(一一、八八七万円)を返上している。なお、昭和二十七年度において事業のみ繰越した額が三億八千三百一十万円、支払繰延額一億四千七百五十八万円ある外、現に港湾修築、都市復興、上下水道、小中学校、住宅、道路等の広汎に亘る整備事業が山積している(左表のとおり)。この事業の完成のみでも今後相当の歳月を要する状態である。

整備を要する事業	昭和二十七年まで		今後の事業	
	数量	事業費	数量	事業費
住宅	四、四〇〇戸	一、九四三、三〇〇千円	三、七〇五戸	八、五六一、七二〇千円
戦災復興	一、九四三、三〇〇千円	八、五六一、七二〇千円	一、三三三、三〇〇千円	五、六一、三〇〇千円
街路	二、八七三、〇〇〇千円	八、八七三、〇〇〇千円	九、八六四、一〇〇千円	九、八六四、一〇〇千円
小中学校	六〇、七二四坪	三、九〇六、九〇〇千円	三〇、七六〇坪	九、三三〇、〇〇〇千円

又、神戸市は現在、県下町村に類例のない二部教授を実施せる学級百八十余、学校以外の建物一時転用学級四十余あり、これの解消は刻下の急務なるに拘らず、自己財源投資の余力なく、専ら補給財源に依存せる現状(状況左表)で、この解決になお数年を要する外、荒廃した街路は漸次改善されつつあるも、なおこれが整備のためにも、これ又数年を要することと思われる。終戦後既に八カ年を経過した現在、なお右の事態が解決されない一例(状況別表参照)をみても神戸市の財政力を断定し得ると考えられ、又、新合併農村地帯に対する事業余力がなく、特に農業部門に対する投資は、極めて困難であることを立証せるものと思う。(昭和二十七年年度投資経費一、八六五、二七二千円中、農林関係三三三、五二七千円、総額の一%余)

都市と一体化した現況にある場合は拒否すべきではないと思うが、八カ町村は面積二二五平方杆の間に点在し、神戸市と一体化の現況になく、社会的、経済的、文化的連繋も薄く、又住民感情も異り、中心街より十里を距れ、神戸市の住宅地帯、工業地帯或いは緑地帯でもない。即ち有馬郡八カ町村と神戸市との間には、経済的一体性も住民の共同意識の一体性も認め難い。

(2)有馬郡八カ町村は、百二十八人の議員、二百二十二人の委員、百十人の吏員総額九千五百万円の子算をもつて住民の創意と責任において実情に即する行政を運営し、必要な施策を実施しつゝある。もし、神戸市に合併した上は、これらの議員も町村長、助役もその職を失い、関係町村住民の意向を市政に反映せしめることは容易ではない。例え神戸市が有馬郡全部を合併しても議員定数(現在六十名)に変化なく、有馬郡を設けて数名の議員を割当てても中心部に対する発言力は微々たるものであろう。

(3)この行政参加の減退に反して住民の税負担は市町村民税の均等割三百円が七百元に、千二百円が千四百円に、その他の諸税も増加して総額三百四十万円の負担増となる。反面行政費においては右の議員、委員の経費が節約でき

事業費総額	昭和二十六年年度		昭和二十八年年度		比率
	自己財源投資額	内	自己財源投資額	内	
神戸市	二九一、七二三、三〇〇千円	五〇、三〇〇、〇〇〇千円	四五四、〇〇〇千円	二九、二一八、〇〇〇千円	
他市町村	七三六、一三〇、六八七、八〇〇千円	六八七、八〇〇、七七五、九〇〇千円	三三五、九四五、〇〇〇千円	三三五、九四五、〇〇〇千円	

(3)このように神戸市は中心市街地の整備充実に追われて、新区域(旧明石郡、有馬郡)に対しては合併以来既に数年を経た現在何ら見るべき事業を実施していない現状に照し、新たな地域を合併しても別方面に市費を投入する余力はないものと考えられ、又、ここ数年は右の現状が続くものと見ることが妥当である。(昭和二十七年年度における旧有馬郡三カ村に対する投資経費は四百五万円)

四、旧有馬郡の現状及び将来

(1)有馬郡八カ町村は、道場、八多、大沢三カ村の神戸市編入により神戸市に接続しているとは云え、六甲連峰を距てて、産業経済、住民生活の態様等ことごとく異り、それぞれ特質を持つている。都市周辺町村の合併においては、その大部分が都市と一体化し、家屋が連たんし、一見してその境界の判別し難いまでの状態にあり、相寄つて一つの都市的生活圏を構成し、実質的にその大部分が

るが平衡交付金(一、九七九万円)、補助金(六七八万円)、起債(三三五万円)がなくなり、神戸市よりの補填がない限り現在程度の行政も維持し得ないこととなる。

(4)殊に神戸市は地域過大の都市であり、商工業中心の行政が行われており、又、財政的にも余裕なく、この地域まで住民の意向を反映するような末端行政が行きわたり、住民の利益を充し得るとは思われず、むしろ現在よりも著しく低下することと存ぜられる。このことは既合併(旧有馬郡、明石郡)町村の実態(次表のとおり)が雄弁に物語っている。

旧有馬郡(道場、八多、大沢)神戸市編入前後の比較

区分	昭和二十五年		昭和二十七年	
	金額	千円	金額	千円
税収入	一一、九八〇		一五、五六〇	
平衡交付金	三、九四二		六、〇五〇	
国家支出金	三、五九四		二、五五〇	
行政費	二〇、五一六		一九、二八〇	
計	一七、〇一七		四、〇五七	
投資的経費	三、九三三		一三、三三七	
計	一一〇、九五〇		一一三、三三七	

都市が市街地行政に重点を置くことは当然であり、特に

国際観光都市特別法の適用をうける神戸市もその例に洩れず、農村地帯の振興を軽視している。(昨年度における神戸市の全投資経費中、農業部門への投資はわずかに一%余に過ぎないことは前述のとおり)

行政による住民福祉の増進のためには、その行政が住民の生活形態なり産業形態に適應して行われなければならない。広汎な農業地帯を有する有馬郡八カ町村においては、農業施設の適否が直ちに住民生活に影響するところ大であるが、都市の特殊性より農業に対する施策が不徹底となり、農民は極めて不利な条件下におかれることになることは明らかである。現在、神戸市に合併されている旧有馬郡においては、合併以来、神戸市による道路の改修保全については全く放置せられている状態である。

(5)又、住民の行政参加の度合からみれば、万一合併後出張所を置くとするもそれは直接住民を代表する機関ではなく、それで真に住民の利便が充たされ、又その意向を充分反映する末端行政が確保できないことも現状が如実にこれを示している。地方自治の本旨とするところは住民自治であり、大都市への吸収による農村地帯の自主性の喪失は、地方自治の本旨に反すると云わざるを得ない。

(1)以上検討の結果、有馬郡各町村の神戸市編入は、双方の立場から慎重に考察しても、その必要性は何等認められないし、又、合併することによって関係住民の福祉が増進されるとも考えられない。却つて住民の負担を重からしめるものがあると思う。もし合併を強行するとすれば、その結果は神戸市の行政形態をいよいよ複雑なものとし、行政効果の滲透を緩慢ならしめるものである。

(2)凡ゆる角度より総合的に、且つ公正に判断すると有馬郡の神戸市への編入は、合併促進法の精神並びに市町村規模の適正化の原則に照し妥当でなく、又関係市町村住民の福祉を増進するものでなく、又合併の時期でないものと断定する。

○兵庫県の野紙を使用。

168 三田町・三輪町の神戸市宛合併陳情書 昭和三十年

三田市所蔵

陳情書

三田三輪両町が神戸市に合併して頂き度いと念願は前小寺市長時代からのものでありまして其の後一部反対せんが為めの悪宣伝に迷はされ一時は停頓の状態でありましたが

(6)かくの如く考察してくれば、神戸市と有馬郡八カ町村の合併においては住民の期待する負担の軽減も必要な施設の拡充も農業の発展も実現の可能性は殆んどなく、却つて負担の増加と行政参与の機会を殆んど失い、又行政の徹底を欠き、住民福祉の増進を期待することを得ない。

(7)もしも周辺町村が大都市との合併を希望する理由を町村自治行政の困難さの解決に求めるとするならば、それは地方自治の本旨を没却するものと云わざるを得ない。自治行政の困難さの解決はあくまで住民福祉の増進という基本的立場で考えて行かなければならないものであることは云うまでもない。自治行政の困難さを回避せず、その原因を自らの内に求め、同じ困難さを感じる他町村との自主的な合併によって行財政能力の強化と住民福祉の増進を図ることこそ町村合併促進法が趣旨とするところであり、且つ住民自治と団体自治とを要素とする地方自治の本旨を貫徹するものであると考える。この方向に県の総力を挙げて努力する方針については冒頭において述べたところである。

五、結論

其の間町民の意識に潜在する合併意欲は脈々として尽きず遂に迷夢より醒めた町民は昨秋半ばより初一念を徹さんものと合併熱は以前に増して熾烈になつて参りました

仍て町当局並に町議会に於きましては此の輿論を反映さすべく貴市に合併を申入れ更に請願書を貴市会に提出御蔭をもつて去る昭和二十九年拾月六日の市会に於て審議の結果採択の光榮に浴し私共は欣喜雀躍やがて来るべき市会に提出され可決確定の上県の許可を得て合併実現の日も遠くないと心ひそかに喜んで居た次第であります

然るところ最近の新聞紙の報道によりますと理事者側の御意見としては種々検討の結果今回は長尾村のみを合併の対象とするのことで私共は同僚長尾村の宿望達成を祝福いたしますと共に強い驚きと前途の不安に襲はれ途方に暮れて居ります

しかし私共は此の際長尾村が貴市に合併されることを恨むものでもなく勿論邪魔立てなどは毛頭考えて居りません只私共町長も議員もの総てが神戸市合併を公約して出たものばかりで御座いますので之が不可能となれば町民の期待に叛き全く合す顔が御座いませんから何卒この苦衷の程御憫察頂き度う存じます